

令和 7 年度効果的捕獲促進事業（日之影・延岡地域）委託業務技術提案競技実施要領

1 目的

令和 7 年度効果的捕獲促進事業（日之影・延岡地域）委託業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和 7 年度効果的捕獲促進事業（日之影・延岡地域）委託業務仕様書による。

3 契約上限額

7, 9 4 9, 2 7 6 円（消費税及び地方消費税含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 5 日まで

5 参加資格要件

- （1）宮崎県内に事務所又は営業所を有する法人であること。
- （2）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 18 条の 2 の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）（以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。）第 13 条の 6 に該当する者であること。
- （3）宮崎県庁等で行う業務遂行のための打ち合わせ等に参加できる者であること。
- （4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- （5）県税に未納がないこと。
- （6）宮崎県物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和 46 年 1 月 26 日県告示第 93 号）に規定する入札参加者の資格停止の措置を受けている者ではないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （8）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

6 技術提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

(1) 公告	令和7年7月17日
(2) 技術提案参加資格確認書等の書類配付期限	令和7年7月22日
(3) 技術提案参加資格確認書提出期限	令和7年7月24日午後5時
(4) 質問受付期限	令和7年7月28日午後5時
(5) 技術提案書提出期限	令和7年8月 5日午後5時
(6) 選定結果通知	令和7年8月 8日までに

8 技術提案競技の方法

(1) 技術提案参加資格確認申請

この技術提案競技に参加しようとする者は、技術提案参加資格確認申請等を提出すること。

① 提出書類

ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 法人の登記事項証明書

エ 法人の定款

オ 鳥獣保護管理法第18条の2による県の認定を受けている場合、認定証の写し

カ 上記オの認定を受けておらず、鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に該当する場合は、その事実が確認できる書類（安全管理体制、従事者の技能・知識状況）

キ 当該業務に係る遂行体制等の分かる資料

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和7年7月24日（木曜日）午後5時

④ 提出方法

持参又は郵便（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）とし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

(2) 技術提案書の提出

① 技術提案書の内容

任意様式にて、別表第1の提案事項をもれなく具体的に記載すること。

② 提出書類

ア 技術提案書提出文書（様式第3号）（1部）

イ 技術提案書（3部）

・任意様式にて、別表第1の提案事項をもれなく具体的に記載すること。

・提出する技術提案書の案は1案のみとする。

ウ 見積書（様式第4号）（1部）

・対象となる経費は別表第2の範囲内とする。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和7年8月5日（火曜日）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵便（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）とし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

⑥ 留意事項

ア 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

イ 参加希望者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じること。

ウ 参加希望者は、提案内容についてヒアリングを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については実施することになった時点でその旨を別途通知する。

（３）質問等

技術提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問・回答書（様式第５号）を提出すること。

① 提出先

下記１２を参照

② 提出期限

令和７年７月２８日（月曜日）午後５時

③ 提出方法

ファクシミリ又は電子メールで提出すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者を確認すること。

④ 問合せの内容及び回答

宮崎県庁ホームページに質問ごとに随時掲載する。

⑤ 留意事項

ア 技術提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 質問者の所在地、名称、担当者指名、電話番号、ファクシミリ番号を記載すること。

ウ 提案書の審査に関する質問には回答できない。

（４）審査項目

別表第３の審査基準に基づいて評価を行う。

（５）選定方法

自然環境課において、提出書類等を総合的に審査したうえで得点化し、得点合計の総得点が最も高い者を受託候補者として選定する。

（６）審査の通知

① 受託候補者及び審査結果の通知方法

受託候補者を選定した場合は、令和７年８月８日（金曜日）までに、宮崎県庁ホームページに公表するとともに、採択・不採択にかかわらず、審査結果を提案者全員に書面で通知する。

② 留意事項

他の者に係る審査の結果や内容については問い合わせに応じない。

(7) 当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、選定の対象から外し、若しくは受託候補者の決定を取り消す場合がある。

- ① 選定手続業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他正当な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
- ② 本件技術提案について不正な利益を得るために連合した場合
- ③ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ④ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ⑤ 公募型プロポーザル参加者（以下「提案者」という。）が5に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 本公告の内容に違反すると認められる場合
- ⑦ 提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑧ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ その他社会的信用を損なう行為等により、提案者が委託業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- ⑩ その他選定手続において不正な行為があったと県が認めた場合

(8) (7)に基づき、選定対象から外れる、又は受託候補者の決定の取消しを行った場合は、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）101 条の規定による。

11 その他

- (1) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は採用の有無にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出された書類等は、情報公開請求により開示することがある。
- (4) 公募型プロポーザルへの参加に要する諸費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 本手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限り、本手続において使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 配付する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

12 書類提出及び問合せ先

宮崎県環境森林部自然環境課野生生物担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話： 0985-26-7291

F A X： 0985-38-8489

電子メール：shizen@pref.miyazaki.lg.jp

別表第1

提 案 事 項

事 項	留意事項
捕獲計画 (捕獲目標頭数、スケジュール等)	1 提案する捕獲手法及び対象区域内で捕獲を実施する位置を選定し記載すること。
	2 捕獲効率を高めるための取り組みを記載すること。 ※誘引餌(例:ヘイキューブ)の活用など
	3 市町村、地元協議会との連携方法について記載すること。
	4 捕獲人数、回数等の捕獲規模を記載すること。
	5 捕獲実施(資材等準備、捕獲、個体回収、処理方法等)の手順を記載すること。
	6 捕獲個体の処理方法(埋設、運搬等)について場所、規模等について記載すること。
	7 わな猟の場合、錯誤捕獲の対応方法について記載すること。
	8 捕獲目標頭数を記載すること。
	9 契約締結から事業完了までの事務手続き及び捕獲作業における準備、捕獲、処理に係るスケジュールについて記載すること。
業務執行体制及び技術力	1 捕獲計画に基づき、各現場における業務ごとの人員配置体制、配置予定者氏名・役職・経歴・実績を記載すること。
	2 現場代理人配置予定者の氏名・役職・経歴・実績を記載すること。
	3 連携する関係機関があれば記載すること。
	4 事業完了のために必要な捕獲物の確認方法(現地確認又は部位の確認、写真確認書類確認等)を記載すること。
	5 捕獲効率や安全性の向上を図るため、新技術等を活用する場合は記載すること。
業務履行の確実性	1 過去3か年の年度ごとの鳥獣捕獲事業実績 ①年度 ②発注者(県、市町村、民間企業等) ③事業費 ④捕獲事業名(許可捕獲、狩猟等) ⑤獣種・猟法別の捕獲・従事した実績 なお、実績については法人としての捕獲実績、組織的な捕獲実績(鳥獣被害対策実施隊、任意団体等)等を記載すること。
	2 今回発注予定事業の捕獲実施区域での有害鳥獣許可捕獲や狩猟等による捕獲・従事した実績(主として法人としての捕獲実績、組織的な捕獲実績(鳥獣被害対策実施隊、任意団体等)があれば記載すること。
	3 今回発注予定事業の捕獲実施区域の地形や捕獲状況等に関する知見について記載すること。
地域関係機関との関わり	1 関係機関(市町村、土地所有者、地元、地元警察署等)との連携・調整方法について記載すること。 2 今回発注予定事業の捕獲実施区域で従来から活動していた狩猟者団体等との連携・協調方法について記載すること。 3 提案に際して、関係機関と連絡調整を行った場合は、その状況を記載すること。
安全管理手法	1 業務全体に係る従事者に関する安全管理方法について記載すること。 2 今回発注予定事業の捕獲実施区域周辺の住民及び登山者等に対する安全管理及び周知の方法について記載すること。 3 万が一事故が起こった場合の対応等について記載すること。

別表第2

対象となる経費区分とその内容

経費区分	内 容
1 諸謝金	専門家等の招へいに対する諸謝金に係る経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	単価5万円以上で、反復利用に耐えうる物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費(直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。)をいう。
5 消耗品費	単価5万円未満の物品や機器であって、主に消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼き付け、図面焼き増し等に要する経費をいう。
7 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
8 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
9 会議費	会議、作業等の際の茶菓子、弁当の提供に要する経費をいう。
10 賃金	雇用者に対する賃金支払いに要する経費をいう。
11 雑役務費	手数料、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
12 保険料	捕獲等に従事する者の保険料をいう。
13 その他	その他必要な経費で知事が承認した経費をいう。

別表第3

審 査 基 準 表
(効果的捕獲促進事業業務委託)

審査項目	審査内容	配点	総合
捕獲目標頭数、スケジュール	業務の目的、内容を十分理解した上で、業務目標を達成するための提案がされている。	5	20
	提案する捕獲手法及び対象区域内で捕獲を実施する位置を選定している。	2	
	業務目的及び現場条件に相応し、実行性の伴った捕獲方法、捕獲個体の処分方法、捕獲個体の管理方法が提案されている。	5	
	わな猟の場合、錯誤捕獲された場合の対応方法（ニホンカモシカ含む）が適切である。	3	
	手順、工程、実施体制が適切に連携しており、計画準備から業務完了までの実行性が伴っている。	5	
業務執行体制及び技術力	業務の指揮命令、業務分担が整理され、有資格者を適正数配置する等、業務を適切かつ確実に実施できる体制が整っている。	5	15
	工程、品質、写真管理項目が整理され、責任者が配置されている。	5	
	効率的な捕獲、事業の効果・検証に必要な知識や技術を有している。	5	
業務履行の確実性	実施地域の地理、地形、ニホンジカの生息実態、捕獲実態及び猟法の制限等を把握した上で、捕獲場所や捕獲方法が提案されている。	10	20
	提案された手法は、地域関係機関との関わりや、捕獲実施区域の地形・捕獲状況等に関する知見から判断して適切である。	10	
地域関係機関との関わり	市町村、土地所有者、地元、地元警察署等との調整方法が適切である。	10	20
	従来から活動していた狩猟者団体等と捕獲計画、実施方法等に関する連携・調整が適切である。	10	
安全管理手法	事業管理責任者及び捕獲従事者間の研修計画などの安全管理方法が具体的で、実施可能な計画となっている。	5	20
	地域住民への周知方法が適切である。	5	
	登山者等への周知方法が適切である。	5	
	緊急時の指揮系統が明確で、怪我人の救護方法・搬送先等が具体的に計画されている。	5	
費用の妥当性	「配点×全参加者の最低入札額／本提案者の見積額」により加算する。	5	5
合計		100	100

【採点方法】

- (1) 委員は各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である220点（満点100点×4人×5割5分）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である220点（満点100点×4人×5割5分）以上になったとき、その参加者を委託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準よりも劣る提案

技術提案参加資格確認申請書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

申込者 住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名
（連絡責任者）
職・氏名
電話番号
FAX番号

令和 7 年 7 月 1 7 日付けで公告のあった技術提案に参加したいので、関係書類を添えて
申し込みます。

なお、次の内容及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 業 務 名 令和 7 年度効果的捕獲促進事業（日之影・延岡地域）委託業務
- 2 契 約 期 間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 5 日まで
- 3 組 織 の 概 要

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 団体の概要（事務所の住所等）2 鳥獣保護管理法第 18 条の 2 の規定により認定を受けた内容<ol style="list-style-type: none">①認定年月日②認定番号③猟法別捕獲従事者数④捕獲方法、対象鳥獣等3 上記 2 の認定を受けておらず鳥獣保護管理法施行規則第 13 条の 6 に該当する場合は、その内容4 当該業務に係る遂行体制等の内容<ol style="list-style-type: none">①業務執行体制②過去 3 か年の年度ごとの鳥獣捕獲事業の実績 |
|--|

【提出書類】 1 誓約書、2 法人登記事項証明書、3 定款、4 認定証の写し又は鳥獣保護管理法施行規則第 13 条の 6 に該当することが確認できる資料、5 当該業務に係る遂行体制等のわかる資料【●業務執行体制は捕獲活動・事務処理等の体制図（別紙 1 提案事項（業務執行体制及び技術力の 1, 2）を参考に記載）、●実績は①年度②発注者（県、市町村、民間企業等）③事業費④捕獲事業名（許可捕獲、狩猟等）⑤獣種・猟法別の捕獲・従事した実績（別紙 1 提案事項（業務履行の確実性の 1）を参考に法人としての捕獲実績、組織的な捕獲実績などを記載）】

※記載しきれない場合は、別紙記載も可。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住所

フリガナ

氏名

印

(法人にあっては名称及びその代表職氏名)

誓 約 書

私は、令和 7 年度効果的捕獲促進事業（日之影・延岡地域）業務委託の技術提案型競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※ □にチェックを入れてください。

- ☐ 宮崎県内に事務所又は営業所を有する法人であること。
- ☐ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 2 の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 13 条の 6 に該当する者であること。
- ☐ 宮崎県庁等で行う業務遂行のための打ち合わせ等に参加できる者であること。
- ☐ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- ☐ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ☐ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ☐ 県税に未納がないこと。
- ☐ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- ☐ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約する者であること。

様式第 3 号

令和 7 年度効果的捕獲促進事業（日之影・延岡地域）委託業務
技術提案書の提出について

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名
印

令和 7 年度効果的捕獲促進事業（日之影・延岡地域）委託業務に係る提案書類を提出します。

1 提出書類

	提 出 書 類	提出部数
1	※技術提案書【任意様式】	3 部
2	見積書【様式第 4 号】	1 部

2 連絡先（問い合わせ先）

商号又は名称		
住所（所在地）		
代表者氏名		
担当者 連絡先	担当者所属	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	

※技術提案書は、任意様式で別表第 1 の提案事項をもれなく具体的に記載すること。

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

代表者氏名

1 見積額（消費税及び地方消費税含む。）

2 経費内訳		(単位：円)
経費区分	金 額	内訳、積算根拠
小計		
消費税等		税率は 1 0 %
合計		①

※内容、積算根拠はできるだけ明確に記載すること。

